

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」

【平成30年度予算概算要求額 2,719(2,192)百万円の内数】

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定(更新)する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



(戦略会議の開催)

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注)構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後(5年後程度)の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を併せて実施する取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



商談会等開催支援

複数の都道府県が連携し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者と流通業者等のマッチングの機会を作る商談会の開催の取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する**加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備**等を支援します。

また、市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める**地域ぐるみの6次産業化の取組**を支援します。

生産基盤の確立

加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、**加工適性のある作物を導入**する際の**技術講習会受講**や**試験栽培の実施**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



現地で栽培技術に関する指導

新商品の開発

新商品開発に取り組みたい。



・新商品の開発に必要な**試作**や**パッケージデザイン**の開発、**成分分析検査**、新商品を開発するための**加工機械等のリース**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

地域ぐるみの取組

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した**新たなメニュー・加工品の開発**や**学校給食における新メニューの導入実証**などの取組を支援します。

・直売所の売上げの向上に向け、**インバウンド等需要向けの新商品の開発**、**消費者評価会の開催**や直売所と観光事業者等との**ツアー等の企画**などの取組を支援します。

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した**スマイルケア食(新しい介護食品)**の開発や**配食サービスの実証**などの取組を支援します。

注)「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しい
のいずれかを満たせば該当します。

6次産業化の準備・着手

販路開拓に取り組みたい。



販路開拓

・新商品の消費者評価を行うために必要な**試食会等評価会の開催**、**商談会等への出展**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



施設の整備

・6次産業化等の事業展開に必要なとなる農林水産物の**加工・販売施設等の整備**を支援します。

[交付率: 3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内)。
(市町村戦略に基づく取組は1/2以内)。]



事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



・農林漁業者等が主体となって、**流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動**に対して**出資等**により支援します。

(農林漁業成長産業化ファンド)⁸

事業展開

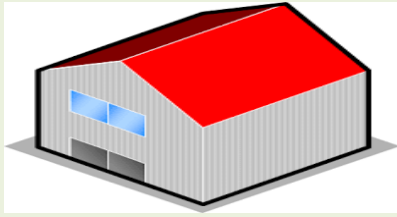
事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣(6次産業化サポート事業)



加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象です。

支援対象施設等の例



(加工施設)



(加工機械)



(農産物直売所)

※6次産業化の取組に必要となる生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

交付金の算定方法

交付率：3/10以内(中山間地(農業)、**市町村戦略に基づく取組**は1/2以内)

交付金上限額：1億円

※交付金額については以下①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ①事業費×交付率
- ②融資額
- ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

「算定例1：交付率3/10以内の場合」

1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、

- ①が3,000万円(1億円(事業費)×3/10)
 - ②が5,000万円(融資額)
 - ③が4,000万円(1億円(事業費)－5,000万円(融資額)－1,000万円(助成額))
- となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。